

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 9 号

令和 4 年 9 月 2 9 日

浜松市議会議長 太 田 康 隆 様

浜 松 市 長 鈴 木 康 友 様

浜松市人事委員会

委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

# 目 次

	(頁)
別紙第1 報告 .....	1
1 勧告の対象職員 .....	1
2 職員の給与の状況 .....	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況 .....	3
(1) 給与改定等の状況 .....	4
(2) 給与等の状況 .....	5
4 公民給与の比較方法 .....	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方 .....	5
5 民間事業所の従業員の給与との比較 .....	6
(1) 月例給 .....	6
(2) 特別給 .....	6
6 職員の給与水準 .....	7
7 物価及び生計費 .....	7
8 市内経済界及び労働界との意見交換 .....	7
9 人事院の報告及び勧告の概要 .....	7
10 むすび .....	12
(1) 本年の給与改定 .....	12
(2) 給与等に関する課題 .....	13
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題 .....	13
11 おわりに .....	25
別紙第2 勧告 .....	27
参考資料 .....	35

## 別紙第 1

# 報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

### 1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 8,841 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,425 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,759人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,870人)	
医療職給料表	9人	
小学校中学校等教育職給料表	3,582人	
高等学校等教育職給料表	75人	
小 計	8,425人	
技能労務職給料表	175人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	241人	
総 計	8,841人	

(注) 再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等を除く。

## 2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「令和4年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,425人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員925人を除外した7,500人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員2,572人（事務職員・技術職員2,870人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員236人及び令和4年4月採用の新規学卒者62人を除いた人数）の平均給与月額、第2表に示すとおり、平均年齢43.3歳で、給料335,407円、扶養手当9,650円、住居手当4,603円、その他21,742円の合計371,402円であり、令和3年の合計371,718円と比べて316円の減少（△0.09%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
給 料	324,119 円	322,591 円	335,407 円	335,662 円
扶養手当	9,704 円	9,764 円	9,650 円	9,964 円
住居手当	4,749 円	4,764 円	4,603 円	4,611 円
その他※2	18,308 円	17,991 円	21,742 円	21,481 円
合 計	356,880 円	355,110 円	371,402 円	371,718 円
(年 齢)	(41.6 歳)	(41.4 歳)	(43.3 歳)	(43.3 歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (38・39頁)]

### 3 民間事業所の従業員給与等の様況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である372の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された118事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、本市の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種6,145人及び教育関係等職種194人の合計6,339人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の状況についても調査を実施した。その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 55.4%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 26.9%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 50.4%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 36.0%となっている。

[参考資料第 13 表 (79 頁)]

イ 給与改定の状況

第 3 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は 38.8%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は 10.4%、ベース改定の慣行がない民間事業所の割合は 50.8%となっている。

また、第 4 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は 89.8%となっている。

第 3 表 民間事業所における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	38.8	10.4	0.0	50.8
課長級	18.7	18.8	0.0	62.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第 4 表 民間事業所における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施	定期昇給 実施			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化 なし		
係員	91.1	89.8	31.1	1.2	57.5	1.3	8.9
課長級	77.2	76.0	19.0	1.4	55.6	1.2	22.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

## (2) 給与等の状況

### ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額、大学卒で205,045円、短大卒で183,885円、高校卒で173,037円である。〔参考資料第11表（67頁）〕

### イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与額は、参考資料第12表（企業規模計は68・69頁、企業規模500人以上は70・71頁、企業規模100人以上500人未満は72・73頁、企業規模50人以上100人未満は74・75頁）のとおりである。

## 4 公民給与の比較方法

### (1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

#### ア 月例給

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料3 公民比較関係資料（82頁から84頁）〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

#### イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数と比較することとしている。



## 5 民間事業所の従業員の給与との比較

### (1) 月例給

前記4(1)アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第5表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を655円(0.18%)下回っている。

第5表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①-②
372,057 円	371,402 円	655 円 (0.18%)

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

### (2) 特別給

前記4(1)イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.25月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分下回っている。

第6表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	329,637 円
	上半期(A2)	329,628 円
特別給の支給額	下半期(B1)	693,931 円
	上半期(B2)	753,848 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.11 月分
	上半期(B2/A2)	2.29 月分
	年間	4.40 月分

(注)「下半期」とは令和3年8月から令和4年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

## 6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和3年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、100.2である。（令和3年地方公務員給与実態調査（令和3年12月総務省公表））

## 7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和3年に比べ、全国では2.5%増加し、浜松市では2.6%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では294,720円（平均世帯人員3.17人、世帯主の平均年齢56.9歳）となっている。 [参考資料第19表（86・87頁）]

## 8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年6月、市内経済界及び労働界の方々から、新型コロナウイルス感染症の影響等により社会経済が大きく変化する中での地域経済の状況等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

## 9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、あわせて、給与の改定について勧告を行った。

それらの概要は第7表のとおりである。

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分<sup>(注)</sup>103円〕<sup>(注)</sup>俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の取組

### (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

### (2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

#### 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

#### 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導、他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開  
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会对応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

## 10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

### (1) 本年の給与改定

#### ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を655円(0.18%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、次のとおり給料表の改定を行うことが適当であると考えている。

#### (7) 給料表

行政職給料表の改定については、大学卒に係る初任給を3,000円、高校卒に係る初任給を4,000円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行うことが適当である。

また、医療職給料表及び小学校中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

#### イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

本年は、前述したとおり、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分下回っている状況である。

このため、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ4.40月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分することが適当である。

## (2) 給与等に関する課題

### ア 会計年度任用職員制度

任命権者においては、引き続き制度の適正な運用を図るため、会計年度任用職員の報酬、期末手当等が、常勤職員の給与との権衡を考慮したもとなるよう措置を講ずるとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していく必要がある。

### イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

第7表に記載のとおり、人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して行った職員の給与に関する報告において、人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進める中、給与面における課題にも対応できるよう、具体的な取組事項や今後の取組の進め方を示している。

本市においても、公務を取り巻く情勢や給与をめぐる課題は、おおむね国と同様であり、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備が必要となるため、国や他の地方公共団体の動向を注視していくことが重要である。

## (3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

### ア 人材の確保及び育成

#### (7) 人材の確保

近年、全国的に公務員の受験者数や競争率が低水準に留まっている背



景には、社会情勢の変化や就業意識の多様化等があると考えられている。また、技術職や免許資格職では、一部の試験区分で受験者数が採用予定数を下回るなど採用困難な状況が生じてきている。そのような中、有為な人材を安定的に確保していくためには、採用広報活動や採用試験の実施方法について、柔軟かつ的確な措置を講じていくことが重要である。

#### **a 就業体験や職場見学の機会提供**

本市では、就職活動前の学生の職業研究の一助となるよう、また、学生に将来の就職先として市役所を選択してもらえるよう、様々な取組を行っている。

その取組の一つであるインターンシップの実施は、学生が仕事に対する漠然としたイメージを具体化させ、受験への動機付け、就職後のミスマッチを防ぐ有効な手段であることから、本市では、毎年度、学生が参加しやすい夏季と冬季の休暇時期に合わせてインターンシップの実施を計画している。昨年度は、本市がインターンシップの実施を予定していた時期に、静岡県がまん延防止等重点措置等の適用を受けることになったため、実施を見送り、参加予定であった学生に対しオンライン形式による座談会を開催したところである。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、本市のインターンシップが、学生にとって仕事のやりがいや魅力に触れられる貴重な機会となるよう、関係各課の理解と協力を得ながら学生の受入れ方法を検討し、効果的に実施していく必要がある。

また、本市では、学生が職場で働く職員を個別訪問して、市役所の仕事や職員の働き方を直接見聞きできる「はままつ☆ナビゲーター制度」を導入し、現在、技術職の4職種（土木・建築・電気・機械）を対象として実施している。昨年度は、インターンシップ中止の代わりとして一昨年度よりも多くの学生を受け入れ、市役所の技術職の業務について紹介したところである。今後も、他の取組と合わせ、浜松市役所で働く魅力を伝えていくことが重要である。

## **b 採用広報活動の積極的な取組**

本委員会は、多様で有為な人材を確保するための採用広報活動に積極的に取り組んでいる。特に大学等で開催される学内セミナーは、本市の魅力や職務内容を効果的にアピールできる重要な機会と考えているため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、オンライン形式で積極的に出展している。

特に、採用困難となっている職種の技術者や免許資格者を輩出する大学等で開催される学内セミナーへの新たな出展を進めるとともに、それらの大学等の学生に対して、デジタル技術を用いた効率的・効果的な情報発信に取り組んでいるところである。

また、近年、民間企業における新規学卒者の採用活動や若者の進路選択が早期化している現状を踏まえ、本年度は、就職活動開始前の学生だけではなく、高校生や中学生に対しても、将来の就職先として公務員という選択肢を意識してもらうことを目的としたパンフレットを作成し、若年層への情報発信に取り組んでいるところである。

本委員会としては、引き続き新たな学内セミナーへの出展を進めるとともに、デジタル技術を活用した広報や動画配信なども積極的に行い、オンラインとオフラインのそれぞれの強みを生かした採用広報活動を展開していく意向である。

## **c 採用試験の方法**

本委員会では、近年、大学・大学院卒を対象とした採用試験において、適性検査のみで第一次試験が受験可能な試験区分・行政Bを新設するなど、民間企業を志望している学生にも受験しやすくする取組を実施し、受験者数と採用者数の確保に努めているところである。

本年度は、採用困難職種となっている試験区分のうち大学・大学院卒を対象とした建築について、これまでの第一次試験で教養試験と専門試験を実施する建築Aのほか、適性検査と専門試験で受験可能な建築Bを新設したところである。

また、民間企業における採用活動の早期化に対応するため、採用試験の実施時期について、昨年度から行政Bの第一次試験を4月に、短大・大学卒を対象とした免許資格職の試験区分である幼稚園教諭・保育士の第一次試験を6月に前倒して実施し、受験者数等の増加を図ってきたところである。

実施時期の前倒しにより、全国の多様な地域からの受験申込者の増加があった一方で、受験率の低下、各段階での合格者の辞退の増加や最終的な採用必要数の確保等の課題が生じている。今後についても、試験日程の再検討を含め、各試験区分の状況や課題に対応した採用試験実施方法への見直しを検討する必要がある。

#### (イ) 人材の育成

少子高齢化や人口減少等、社会情勢が大きく変化し、行政ニーズの多様化、高度化が進む中、持続可能な行政サービスの提供体制を構築していくためには、人材育成等により職員の能力を最大限に引き出し、発揮させ、成長を促すことで組織力の向上を図っていくことが重要と考えられる。

本市では、職員の人材育成について、「浜松市職員人材育成基本方針」を策定し、目指すべき職員像やそれに向けた施策等を明確にし、長期的かつ総合的な観点で職員の育成・能力開発を推進している。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、ICT（情報通信技術）の活用等により受講時期や場所の柔軟化を促進するなどして、参加者の利便性の向上や研修受講の機会の拡大に努めているところである。

任命権者においては、管理監督者層へのマネジメント研修等を通じて、成長につながる実践を組み込んだOJT（日常業務の中で行われる職場研修）を進めるなど、職場での人材育成の重要性を改めて確認し、日常業務において職員が成長する職場風土を醸成する必要がある。また、社会におけるデジタル化の急速な進展や定年引上げに伴う人事

管理の在り方の変化の中においても、職員が必要なスキルや意識を身に付けられるよう、引き続き人材育成を効果的に実施していくことが重要である。

管理監督者においては、人事評価における面談等の機会を通じて、期待する役割や成長のための目標を伝えるとともに、職員に振り返りや気づきを促し、中長期的なキャリア形成に向けたアドバイスなどを適切に行うことにより、職員の意欲や誇り、成長を引き出していくことが重要である。

職員においては、「浜松市職員人材育成基本方針」で掲げている目指すべき職員像の「変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員」に求められる3つの姿勢・行動を理解し、職場での経験や研修等を通じて主体的に能力開発に努め、それぞれの職位に期待される役割を果たしていく必要がある。

#### (ウ) 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍は、女性の視点やアイデアを政策に生かすことにつながり、多様化、高度化する市民のニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供していくために重要なことである。

本市では、昨年3月、「はままつ女性職員活躍応援プラン」を策定し、女性職員の活躍推進に向けた取組の方向性を明確にした。具体的には、女性職員の登用・採用、男性職員の育児参加に関する数値目標を設定し、その達成に向けた人材育成やキャリア形成支援、職場理解の推進等の取組を実施し、積極的な任用・人材育成及びワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備に取り組んでいる。

本市では、本プランで定める数値目標のうち、男性職員の育児休業取得率は増加傾向となっているが、積極的に取組を実施している国や他の地方公共団体の取得率に比べて低い数値となっている。このため、これまで以上にこの取組を推進していくことが必要である。また、女性管理職の割合は横ばいに推移しており、職員に占める女性職員の年

代別割合を考慮すると数値の増加には期間を要するものと考えられるため、長期的な観点で取組を実施していくことが重要である。

任命権者においては、女性職員の活躍推進には、男性職員も含めた一体的な意識改革や環境づくりが必要であることを改めて認識し、現在の取組を継続するとともに、国や他の地方公共団体等による先進事例を参考にして、効果的な取組を積極的に取り入れることにより、本市の女性職員の活躍推進を一層加速させていく必要がある。

#### (I) 人事評価制度

来年度から公務員の定年が段階的に引き上げられ、職員の在職期間が長期化し、職員構成が高齢化していく中において、組織活力を維持していくためには、人事評価を適正に実施・活用し、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、公務能率の一層の増進を図っていくことが求められている。

国においては、これまで運用してきた人事評価制度を見直し、本年10月からは、職員の能力と業績をよりきめ細かく的確に把握し、評価するなど新たな制度を実施することとしている。

任命権者においては、本市の人事評価制度が、能力と実績に基づく人事管理の推進に資するものとなるよう、絶えず検討を進めていくことが重要である。

管理監督者においては、職場における人材育成の重要性や役割等を認識し、人事評価の面談等を通じて、職員のやりがいや成長を引き出すなど、職場の中で育成的な働きかけを実践していく必要がある。

### イ 良好な勤務環境の整備

#### (7) 長時間労働の是正

国内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下この項目において「感染症」という。）の感染者が確認されてから2年半あまりが経過するが、感染症への対応は、依然として職員の業務量の増加に影響を及ぼしている。

この間、本市では、感染症対策に従事する関連部署等への人員配置や全庁的な応援体制の構築、各職場における業務の効率化やデジタル化、民間活力の導入など、組織を挙げて様々な面から取組を実施してきた。しかしながら、感染症対策に従事する職員をはじめとして、長時間労働を行っている職員が現状においても相当数いる。これを是正するため、引き続き職員の心身の健康保持と公務能率の向上の目的を再認識した上で、組織一体となって取り組む必要がある。

任命権者においては、時間外勤務時間の上限を超えて職員に時間外勤務等を命じた場合は、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を確実に実施し、あわせて、職場の業務量に応じた応援体制の拡充や弾力的な人員配置等の横断的な対応を継続して進められたい。

管理監督者においては、各職場における職員の業務量や業務の進行状況の把握に努め、特定の職員に過度の負担が偏ることがないように配慮するとともに、業務手順等の見直しやA I（人工知能）、R P A（ロボットによる業務の自動化）等のデジタルの力を生かした業務の合理化等にも取り組むことが重要である。また、職員が業務応援や自然災害への対応等を行う場合は、臨機応変に各職員の業務配分や職務の遂行方法を見直すなどマネジメント能力を発揮して、引き続き職場内における長時間労働の是正に努められたい。

なお、賃金不払い残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の勤務時間を適切に把握し、勤務命令のない残業や持ち帰りの残業などを発生させることがないように注意を払う必要がある。職員においては、時間外勤務の事前申請など基本的なルールを遵守していくとともに、一人ひとりが自身の健康に気を配り、コストを意識して業務の改善や効率化に取り組む必要がある。任命権者においては、引き続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や周知の徹底を図っていくことが必要である。

#### (イ) 教職員の多忙な勤務の解消

教職員の多忙化が社会問題化する中、本市教育委員会では、教職員が心身ともに健康的で教育活動に従事できる環境づくりに向けて、「学校における働き方改革のための業務改善方針」（以下「業務改善方針」という。）を策定し、時間外在校等時間の削減、心身の健康の維持等について数値目標を定め、具体的な取組を推進することにより、教職員の多忙な勤務の解消に取り組んでいるところである。

本委員会では、学校現場における教職員の勤務の状況等を把握するため、労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施している。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、市内の小学校2校、中学校1校に対して、書面調査とヒアリングを実施した。その結果などから、各学校において業務改善や時間管理に対する意識改革などが進められていることを確認したが、他方で感染症対策のほかICT教育の推進等に対応するため、教育職員の多忙な勤務が続いていることも確認したところである。

本市教育委員会においては、教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて業務を行った場合は、教育委員会規則の規定に基づき、その要因の分析等を行い、時間外在校等時間の長時間化を防ぐために有効な措置を講じるとともに、長時間勤務者に対する健康確保措置についても適切に実施していくことが重要である。

また、教職員の多忙な勤務を解消するためには、業務改善方針に定めた取組を着実に進めるとともに、保護者や地域住民など学校に関わる全ての関係者から理解と協力を得ることが必要不可欠である。本年3月に、本市教育委員会が公表した「令和3年度教育委員会点検・評価報告書」に記載されている昨年10月に実施した実態把握調査の結果では、当該調査に回答した地域住民の約9割が、学校が働き方改革に取り組んでいることを知っているという回答しており、前回調査の結果から数値が上昇しているが、一方で、保護者による理解の状況は、前回

調査の結果から大きな変化は見られなかった。この調査結果を踏まえ、本市教育委員会及び管理監督者は、教職員の多忙な勤務の状況や学校における働き方改革の必要性について、関係者の理解が促進されるよう措置を講じていく必要がある。

#### (ウ) 柔軟で多様な働き方の検討

職員が出産や育児、家族の介護等、個々の事情によってライフスタイルが変化する中でも、仕事に対するやりがいを持って業務に取り組み、その能力を十分に発揮できるようにするためには、柔軟で多様な働き方を選択できる職場環境を整備することが重要である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の発生等の他律的な要因により職員の勤務環境に制約が生じた場合に、市民サービスと公務能率を維持していくためにも必要な取組である。

任命権者においては、休暇、休業制度の活用促進とともに、市民サービスへの影響を考慮した上で、時差出勤、在宅勤務、サテライトオフィスの実施など、時間や場所に捉われない働き方の選択肢を増やすための取組の継続と、行政のデジタル化と合わせた職場環境の整備を図っていく必要がある。

また、柔軟で多様な働き方を推進していくためには職員の意識改革も必要である。管理監督者においては、職員に対して休暇等の制度内容を周知するとともに、職員とのコミュニケーションを通じて個々の状況を把握し、職場内における相互支援体制を構築していくことが重要である。

#### (エ) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員がその能力を発揮することを妨げ、メンタルヘルス不調を引き起こす要因となるだけでなく、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営にも支障を来す要因となるものである。

本市では、ハラスメントに関する要綱や運用基準に基づき、職員に



対して研修等を通じて各種ハラスメントに該当する行為やその防止等について周知を図っているところである。

任命権者においては、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを組織全体で取り組むことができるよう、引き続き研修の実施や相談窓口の周知など、ハラスメント防止のための取組を積極的に行っていく必要がある。

管理監督者においては、ハラスメントにより職場環境が害されることがないように、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりを進める必要がある。

職員においては、無自覚のうちにハラスメントの加害者になることがないように自身の発言や行動を省みるとともに、ハラスメントについての理解を深めることが大切である。

#### **(オ) 仕事と生活の両立支援**

本市では、昨年8月10日、人事院が国会及び内閣に対して行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」（以下「意見の申出」という。）や、それに併せて一体的に講じる休暇・休業等に関する措置、さらに意見の申出を鑑み行われた法律の改正等を踏まえて、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善、男性職員の育児休業取得の促進等に関する措置を講じているところである。

任命権者においては、職員がこれらの制度を利用しながら活躍できる職場環境づくりを推進していくため、勤務時間・休暇等の利用可能な制度を適切に周知するとともに、管理監督者に対する意識啓発等を行っていくことが重要である。

管理監督者においては、職員に家庭生活への参加を率先して促すことや職員の個々の事情を踏まえて業務の遂行方法等について配慮するなど、職員が両立支援制度を利用しやすい職場環境の醸成を図っていくことが重要である。

## (カ) 健康づくりの推進

職員の心身の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、組織の活力を維持・向上させ、質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供する観点からも重要である。

本市では、職員の心身の健康の保持増進に向けて、定期健康診断やストレスチェックの適切な実施と結果のフォローアップ、健康意識向上のための研修やセミナーの開催、不調者等に対応するための相談体制の整備等、様々な取組を行っているところである。しかし、先に述べたとおり、感染症対策に従事している部署の職員をはじめとして長時間労働を行っている職員が相当数いるなど、職員の心身に負担がかかる状態が一部で続いている。また、定年引上げ等により、健康管理上の配慮を必要とする高齢層職員の割合が増加していくことを踏まえると、取組のより一層の充実が求められる。

任命権者においては、上記の健康づくりの取組を継続するとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた高ストレス者への面接勧奨や職場環境の改善等のメンタルヘルス不調を防止するための取組の実施や、時間外・休日勤務が月 80 時間を超える職員に対して、産業医による面接指導（以下「面接指導」という。）等の必要な措置を確実に実施していく必要がある。

管理監督者においては、職員の仕事ぶりや行動に目を配り、心身の不調等の予防・早期発見に努める必要がある。また、職場内に面接指導の対象者がいる場合は、その職員が適切に面接指導を受けられるよう業務上の配慮を行っていくことが重要である。

職員においては、定期健康診断やストレスチェックの結果等を活用するなどして心身の健康状態の把握に努め、セルフケアを適切に行っていくことが大切である。

## ウ 定年の引上げ

少子高齢化とともに、多様化、高度化する行政ニーズに対応していくためには、高齢層職員に、これまで培ってきた豊富な経験や技術、能力を、60歳以降も高い意欲を持って発揮してもらうことが求められている。

本市では、昨年6月に成立した「地方公務員法の一部を改正する法律」が、来年4月から施行されることに向けて、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与に関する措置等の定年引上げに係る制度を円滑に導入できるよう、関係例規の整備等を行ってきたところである。

任命権者においては、来年度、60歳に達する職員が、不安を覚えることなく高い意欲を持って職務に精励できるよう、本年度中に任用、給与等の制度に係る情報を提供するとともに、60歳以後の勤務に関する意思確認も適切に実施していくことが重要である。他方で、円滑な新陳代謝や組織活力の維持・向上が図られるよう、採用計画、人事評価などの人事管理を適切に行っていくことが必要である。

## エ 公務員倫理

市民との信頼関係の維持は、直面する行政課題に市民と協働して取り組んでいる本市にとって、円滑な行政運営を行う上で必要不可欠なことである。本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について繰り返し言及しており、任命権者においては、倫理研修や綱紀粛正の徹底、内部統制等、不祥事を未然に防止するための取組を実施してきたところである。しかしながら、本年度は、一部の職員による不祥事が発生してしまった。

多くの職員が、職務に精励する中、一部の職員によるものであっても市民からの信頼を損なう事案が発生したことは、憂慮すべき事態である。

職員においては、一人ひとりが全体の奉仕者であることを自覚し、職務遂行にあたっては、法令や服務規律を遵守するとともに、本市職員と

しての誇りと使命感、倫理感を持って、自らの行動を絶えず見直していかなければならない。

管理監督者においては、公務員倫理に係る自らの行動が、職場内の職員の行動に影響を与えることを認識し、職員の模範となるよう行動するとともに、職員の意識啓発に取り組まなければならない。また、風通しの良い組織風土を醸成するため、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、職員との信頼関係を構築していく必要がある。

任命権者においては、倫理研修や職場単位でのグループ・ディスカッション、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検など、引き続きあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図っていく必要がある。

## 1.1 おわりに

感染症対策や自然災害への対応など臨時的・緊急的な業務への従事も必要となる中、市民の安全・安心の確保と行政サービスの安定的な提供のため、日々職務に精励している本市職員に対して敬意を表する。

地域の経済情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や半導体不足、原油・原材料価格等の上昇などにより企業活動に影響を受ける中、今春は、製造業などの企業の業績に回復基調が見受けられた一方で、依然として厳しい状況が続いている企業があるなど、個々の産業や企業によってまちまちの状況がある。また、今後の見通しについては、ウクライナ情勢の長期化や国際金融市場の変動、生活諸物価の上昇などの不安材料も抱える中で、不透明感が増している状況である。

そのような中、本年の人事委員会勧告においては、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）について、公民の給与比較を行った結果、市内民間事業所における給与水準を下回っていたことから、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）を引き上げる内容の勧告を行うこととした。

職員においては、月例給及び特別給の引上げ改定の主な要因とした市内民間

事業所における給与が、厳しい経営環境が続く中、事業継続と従業員の雇用確保、今後の持続的発展に向けた柔軟かつ懸命な努力により確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければならない。また、今後の急激な社会経済環境の変化に対応し、活力ある地域社会を維持していくために、市職員が果たす役割がますます高まることを認識するとともに、引き続き職員各自が全体の奉仕者として高い使命感と倫理感を堅持し、この厳しい状況を市民と共に乗り越えられることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

#### 1 公民給与の較差に基づく給与の改定

##### (1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表、小学校中学校等教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和4年12月期に支給される期末手当の支給割合を1.225月分とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

イ 令和5年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を1.2月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

#### 2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアは令和4年12月1日から、1の(2)のイは令和5年4月1日から実施すること。

# 別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300		

52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	
	57	257,000	298,900	376,100	396,300	

58	258,000	301,300	377,500	397,500
59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
158		405,700			
159		406,000			
160		406,200			
161		406,400			
162		406,700			
163		407,000			
164		407,200			
165		407,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(参考資料)

目 次		(頁)
<b>1 市職員給与関係資料</b>		
令和4年職員給与等実態調査の概要	.....	37
第1表 給料表別平均給与月額等	.....	38
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	.....	40
その1 行政職給料表	.....	40
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	.....	42
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	.....	44
その2 医療職給料表	.....	46
その3 小学校中学校等教育職給料表	.....	48
その4 高等学校等教育職給料表	.....	51
第3表 給料表別、年齢別職員数	.....	54
その1 行政職給料表	.....	54
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	.....	55
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	.....	56
その2 医療職給料表	.....	57
その3 小学校中学校等教育職給料表	.....	58
その4 高等学校等教育職給料表	.....	59
第4表 扶養親族数別職員数	.....	60
第5表 住居手当の支給状況	.....	61
第6表 通勤手当の支給状況	.....	62
第7表 管理職手当の対象職員	.....	63
第8表 職員数の比較	.....	64
第9表 再任用職員の級別人員	.....	64

**2 民間給与関係資料**

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	65
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	66
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	67
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	68
その1 公民給与比較の対象職種	68
その2 公民給与比較の対象外職種	76
その3 再雇用者	78
第13表 民間事業所における初任給の改定状況	79
第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	79
第15表 民間事業所における家族手当の支給状況	80
その1 家族手当の支給状況	80
その2 扶養家族の構成別支給額	80
第16表 民間事業所における在宅勤務の実施状況 及び在宅勤務関連手当の支給状況	80
第17表 民間事業所における定年制の状況	80
第18表 公民比較における比較対象従業員	81

**3 公民比較関係資料**

ラスパイレス方式による比較とは	82
公民給与の比較における役職段階の対応関係	84

**4 労働経済関係資料**

第19表 労働経済指標	86
-------------	----

## 1 市職員給与関係資料

### 令和4年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和4年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和4年4月1日現在における職員給与を調査したものである。

#### (2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員
- ⑩ 会計年度任用職員

#### (3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事



第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,354	65.0	35.0	41.6	19.9	57.8	13.2	29.0	0.0
事務職員・技術職員	2,634	71.3	28.7	42.8	20.9	66.0	6.9	27.1	0.0
その他の職員 ※1	1,720	55.3	44.7	39.8	18.4	45.2	22.9	31.9	0.0
医療職	7	85.7	14.3	56.5	31.3	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,074	50.6	49.4	42.0	19.3	96.8	3.2	0.0	0.0
高等学校等教育職	65	60.0	40.0	45.3	22.5	98.5	1.5	0.0	0.0
計	7,500	59.0	41.0	41.8	19.7	74.2	9.0	16.8	0.0
公民比較の対象 ※2	2,572	71.9	28.1	43.3	21.4	65.6	7.1	27.3	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等  
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者62人を除いたもの  
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。  
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(令和4年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
324,119	9,704	10,627	344,450	4,749	7,542	139	356,880	7,091
331,932	9,423	11,037	352,392	4,576	10,153	185	367,306	7,211
312,154	10,134	9,999	332,287	5,015	3,545	70	340,917	6,907
545,705	13,786	43,910	603,401	7,343	67,796	374,029	1,052,569	6,875
369,707	7,012	11,522	388,241	4,528	5,421	6,354	404,544	4,743
407,570	9,331	12,867	429,768	7,065	3,634	6,057	446,524	6,078
343,734	8,601	11,044	363,379	4,681	6,695	3,087	377,842	6,120
335,407	9,650	11,167	356,224	4,603	10,397	178	371,402	7,172

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和4年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									3
2									
3			1						
4		43	1						
5		12	1						1
6		23							
7		3	3						
8		17	3						1
9	10	45	3						1
10	1	5	5						
11		26	3						
12	12	15	6						2
13	5	25	6						5
14		24	10						6
15		20	21						5
16	13	34	16						1
17	2	11	30						2
18	1	24	9						
19		13	24						
20	5	28	18					2	
21	9	12	31					3	3
22		34	19					3	2
23		18	51					2	4
24	8	31	18					1	2
25	1	15	28					4	
26	6	34	9					6	
27		14	46					2	1
28	14	24	14					6	2
29	71	7	25				2	9	
30	7	1	9				9	3	
31	8	2	46	1			33	5	1
32	81	2	17				21	4	
33	14	2	32	1	1		8		
34	8		8				17	2	
35	1	1	42				5	1	
36	2	1	17				4		
37	1		32	4			4	4	
38	3	1	18	4			8	1	
39			43	2			5	1	
40			20	1			5	1	
41			27	4			1	1	
42			23	4				1	
43			36	4			4		
44			19	8	1		3		
45	1		33	12	1		2		
46			13	5		2	3		
47			36	6	1		3		
48			14	10	1	6	1		
49			32	13	1	2	1		
50			16	19	1	25			
51			50	26		26	3		
52			22	12	1	14	1		
53			31	26	4	19	1		
54			14	20	2	21	1		
55			28	27	3	4			
56			18	19	6	22			
57			35	26	7	7			
58			19	22	10	7			
59			27	31	6	10			
60			7	22	14	8			
61			30	27	6	3			
62			18	25	11	5			
63			17	25	8	9			
64			26	23	11	3			

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	21	24	13	4	人	人	人	
66			17	17	8	3				
67			36	23	12					
68			13	19	17	4				
69			27	19	21	2				
70			16	14	16	2				
71			27	25	9	1				
72			18	11	9	1				
73			34	15	12	2				
74			19	8	8	1				
75			28	16	7					
76			17	15	8					
77			19	10	13	6				
78			19	7	6					
79			22	11	11					
80			17	7	6					
81			19	10	9					
82			12	3	6					
83			33	6	14					
84			11	1	12					
85			11	9	4					
86			8	5	3					
87			14	5	4					
88			13	4	2					
89			7		4					
90			8	3	6					
91			10	1	3					
92			3	3	5					
93			9	3	18					
94			3	3						
95			5							
96			4							
97			5	2						
98			2							
99			2	3						
100			4	2						
101			7	63						
102			8							
103			4							
104			9							
105			9							
106			2							
107			1							
108			3							
109			4							
110			2							
111			3							
112			4							
113			12							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	284 ( 6.5)	567 ( 13.0)	1,877 ( 43.1)	796 ( 18.3)	362 ( 8.3)	219 ( 5.1)	145 ( 3.3)	62 ( 1.4)	42 ( 1.0)	
								総計	4,354 ( 100.0)	

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									3
3									
4		27							
5		9	1						1
6		11							
7									
8		11							1
9	6	30							1
10		1							
11		14							
12	7	10	3						2
13	3	10	2						5
14		13	5						4
15		11	6						5
16	9	20	12						1
17		5	15						2
18	1	16	4						
19		9	11						
20	3	18	13					1	
21	3	6	8					3	3
22		25	14					3	2
23		5	22					1	4
24		21	10					1	2
25		5	14					4	
26	2	21	7					6	
27		9	28					1	1
28	3	19	12					6	2
29	54	4	16				1	5	
30	2		3				9	3	
31		1	17	1			27	3	1
32	61	1	10				17	3	
33	6	1	15	1	1		5		
34	3		5				15	2	
35		1	23				5	1	
36		1	7				4		
37			8	2			3	4	
38	2	1	7	3			6	1	
39			17	2			5		
40			11	1			3	1	
41			13	3			1	1	
42			7	2				1	
43			21	3			3		
44			6	6			3		
45			17	9	1		1		
46			7	2		2	3		
47			18	3			1		
48			6	7		4	1		
49			15	9	1	2	1		
50			8	10		23			
51			23	16		19	3		
52			13	8	1	13			
53			16	19	4	17	1		
54			7	15	1	13	1		
55			13	22	3	4			
56			8	15	5	16			
57			14	18	5	2			
58			12	13	9	4			
59			13	24	4	3			
60			5	18	11	8			
61			19	22	3	3			
62			10	16	9	1			
63			9	19	5	3			
64			16	18	7	3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			12	15	12	4			
66			7	9	4	1			
67			18	16	6				
68			11	14	15	4			
69			18	15	16	2			
70			9	7	11	2			
71			10	19	7				
72			10	8	4	1			
73			22	12	9	2			
74			14	4	3	1			
75			13	10	5				
76			8	10	5				
77			11	3	8	6			
78			8	6	5				
79			15	8	6				
80			6	7	3				
81			13	9	6				
82			8	1	4				
83			18	4	6				
84			9		8				
85			6	9	1				
86			4	1	1				
87			6	4	4				
88			4	4	1				
89			3		4				
90			7	2	4				
91			4	1	3				
92			1	1	5				
93			5	1	11				
94				2					
95			2						
96									
97			3	1					
98			1						
99				3					
100			4	2					
101			2	44					
102			6						
103			3						
104			4						
105			5						
106			2						
107			1						
108			1						
109			2						
110			2						
111			3						
112			3						
113			8						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	165 ( 6.3)	336 ( 12.8)	954 ( 36.2)	559 ( 21.2)	247 ( 9.4)	163 ( 6.2)	119 ( 4.5)	51 ( 1.9)	40 ( 1.5)
							総計	2,634 ( 100.0)	

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3			1						
4		16	1						
5		3							
6		12							
7		3	3						
8		6	3						
9	4	15	3						
10	1	4	5						
11		12	3						
12	5	5	3						
13	2	15	4						
14		11	5						2
15		9	15						
16	4	14	4						
17	2	6	15						
18		8	5						
19		4	13						
20	2	10	5					1	
21	6	6	23						
22		9	5						
23		13	29					1	
24	8	10	8						
25	1	10	14						
26	4	13	2						
27		5	18					1	
28	11	5	2						
29	17	3	9				1	4	
30	5	1	6						
31	8	1	29				6	2	
32	20	1	7				4	1	
33	8	1	17				3		
34	5		3				2		
35	1		19						
36	2		10						
37	1		24	2			1		
38	1		11	1			2		
39			26					1	
40			9				2		
41			14	1					
42			16	2					
43			15	1	1		1		
44			13	2					
45	1		16	3			1		
46			6	3					
47			18	3	1		2		
48			8	3	1	2			
49			17	4					
50			8	9	1	2			
51			27	10		7			
52			9	4		1	1		
53			15	7		2			
54			7	5	1	8			
55			15	5					
56			10	4	1	6			
57			21	8	2	5			
58			7	9	1	3			
59			14	7	2	7			
60			2	4	3				
61			11	5	3				
62			8	9	2	4			
63			8	6	3	6			
64			10	5	4				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			10	8	4	2			
67			18	7	6				
68			2	5	2				
69			9	4	5				
70			7	7	5				
71			17	6	2	1			
72			8	3	5				
73			12	3	3				
74			5	4	5				
75			15	6	2				
76			9	5	3				
77			8	7	5				
78			11	1	1				
79			7	3	5				
80			11		3				
81			6	1	3				
82			4	2	2				
83			15	2	8				
84			2	1	4				
85			5		3				
86			4	4	2				
87			8	1					
88			9		1				
89			4						
90			1	1	2				
91			6						
92			2	2					
93			4	2	7				
94			3	1					
95			3						
96			4						
97			2	1					
98			1						
99			2						
100									
101			5	19					
102			2						
103			1						
104			5						
105			4						
106									
107									
108			2						
109			2						
110									
111									
112			1						
113			4						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	119 ( 6.9)	231 ( 13.4)	923 ( 53.7)	237 ( 13.8)	115 ( 6.7)	56 ( 3.3)	26 ( 1.5)	11 ( 0.6)	2 ( 0.1)
							総計		1,720 ( 100.0)



その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32			1		
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				2	
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		人	人	人	人	人
65					1	
66						
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
計		0	0	2	5	0
(構成比%)		( 0.0)	( 0.0)	( 28.6)	( 71.4)	( 0.0)
					総計	7
						( 100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		2			
17		61			
18					
19					
20		46			
21		15			6
22					13
23					22
24		59			10
25		20			12
26		2			9
27					4
28		69			3
29		18			4
30		1			6
31		1			9
32		85			10
33		12			10
34		9			6
35		1			3
36		47			6
37		9			3
38		25			4
39		1			2
40		51			3
41		7			
42		41			
43					
44		37			1
45		5			1
46		31			1
47		3			1
48		38			
49		5			
50		40			
51		2			
52		35			
53		9			
54		35			
55		5			
56		33			
57		6			
58		22			
59		8			
60		32			
61		4			
62		19			
63		6			
64		16			

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
65			6			
66			41			
67			10			
68			14		1	
69			8			
70			19			
71			2			
72			25			
73			9		2	
74			22		21	
75			12		5	
76			33		4	
77			6		18	
78			21		12	
79			11		5	
80			16		5	
81			5		5	
82			6	1	3	
83			3		10	
84			11		6	
85			4		4	
86			24		1	
87			14	2	14	
88			31		6	
89			10	4		
90			22	2	8	
91			9	2	5	
92			31	3	6	
93			12	4	3	
94			10	4	6	
95			15	2	4	
96			5	3	1	
97			5	1	2	
98				1	4	
99			5	4	1	
100			2	1	1	
101			14	2	4	
102			9	1		
103			19			
104			12	4		
105			14	1	3	
106			8	1		
107			15	1		
108			13			
109			20	4		
110			11			
111			20			
112			8			
113			14			
114			21			
115			16			
116			15			
117			15			
118			14			
119			12			
120			7			
121			2			
122			5			
123			3			
124			8			
125			11			
126			16			
127			19			
128			6			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		14			
130		11			
131		13			
132		13			
133		19			
134		20			
135		10			
136		14			
137		9			
138		14			
139		12			
140		11			
141		6			
142		12			
143		7			
144		12			
145		10			
146		16			
147		10			
148		19			
149		10			
150		15			
151		16			
152		16			
153		12			
154		15			
155		18			
156		24			
157		24			
158		34			
159		56			
160		47			
161		66			
162		72			
163		63			
164		46			
165		122			
計	0	2,707	48	170	149
(構成比%)	( 0.0)	( 88.1)	( 1.6)	( 5.5)	( 4.8)
				総計	3,074
					( 100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29				
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				1
41				
42		1		
43				
44		1		1
45				
46				
47				
48		1		
49				
50		1		
51				
52				
53				
54				
55				
56		3		
57				
58		2		
59			1	
60				
61				
62		1		
63				
64		1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
65	人	人	人	人
66		1		
67		1		
68		1		
69				
70				
71				
72				
73				
74		1	1	
75				
76				
77				
78				
79		1		
80				
81		2		
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89		1		
90				
91				
92				
93				
94				
95		1		
96		1		
97				
98		1		
99		2		
100				
101				
102		1		
103				
104		1		
105				
106				
107				
108		1		
109				
110		1		
111				
112		1		
113		1		
114		1		
115		1		
116		1		
117		1		
118				
119		1		
120				
121				
122		1		
123				
124		2		
125		3		
126				
127				
128				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
129	人	人	人	人
130				
131				
132		1		
133		1		
134		2		
135				
136		1		
137		1		
138				
139				
140				
141				
142		3		
143		1		
144		1		
145		1		
146		2		
147		2		
148				
149		2		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 ( 0.0)	61 ( 93.8)	2 ( 3.1)	2 ( 3.1)
			総計	65 ( 100.0)



第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和4年職員給与等実態調査)

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳	8								
19	13								
20	20								
21	14								
22	90								
23	101								
24	25	51							
25	9	94							
26	2	98							
27	1	89							
28	1	90	2						
29		72	10						
30		51	48						
31		14	63						
32		4	88						
33		2	97						
34		1	115						
35			98						
36			116						
37		1	101						
38			113	2					
39			106	4					1
40			114	15					
41			94	15					1
42			102	34					
43			107	43					
44			89	58	9				
45			69	57	11	1			
46			85	65	24				
47			53	59	35	3	2		
48			47	63	37	6	3	1	
49			38	60	31	17	5	3	
50			32	59	36	21	13	2	
51			22	49	25	20	8	5	
52			15	35	33	28	12	1	
53			17	32	24	24	13	6	3
54			6	31	25	14	9	5	4
55			9	23	16	18	19	6	2
56			8	28	7	16	11	8	3
57			3	27	20	21	14	9	6
58			4	23	16	17	17	6	8
59			6	14	13	13	19	10	14
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計	284	567	1,877	796	362	219	145	62	42
(平均年齢)	( 22.8)	( 27.6)	( 40.3)	( 49.2)	( 51.5)	( 53.9)	( 55.0)	( 55.6)	( 56.8)
								総計	4,354
									( 41.6)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	5								
19	8								
20	11								
21	4								
22	55								
23	63								
24	14	28							
25	3	55							
26	1	55							
27	1	53							
28		59							
29		40							
30		32	18						
31		8	28						
32		2	39						
33		2	58						
34		1	64						
35			51						
36			44						
37		1	49						
38			51						
39			56	1					1
40			49	9					
41			52	9					1
42			58	26					
43			55	24					
44			39	45	4				
45			37	35	6	1			
46			53	45	13				
47			30	44	20	3	2		
48			30	46	25	2	3	1	
49			19	46	22	12	4	3	
50			22	44	26	16	9	2	
51			12	37	23	12	5	5	
52			11	27	27	22	11	1	
53			11	20	18	18	12	6	3
54			2	24	15	14	6	5	4
55			7	17	12	15	16	5	2
56			3	24	6	12	10	6	3
57				16	14	11	12	5	6
58			2	12	8	15	13	5	8
59			4	8	8	10	16	7	12
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	165 ( 22.8)	336 ( 27.7)	954 ( 40.8)	559 ( 49.3)	247 ( 51.7)	163 ( 54.0)	119 ( 55.0)	51 ( 55.2)	40 ( 56.7)
								総計	2,634 ( 42.8)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	3								
19	5								
20	9								
21	10								
22	35								
23	38								
24	11	23							
25	6	39							
26	1	43							
27		36							
28	1	31	2						
29		32	10						
30		19	30						
31		6	35						
32		2	49						
33			39						
34			51						
35			47						
36			72						
37			52						
38			62	2					
39			50	3					
40			65	6					
41			42	6					
42			44	8					
43			52	19					
44			50	13	5				
45			32	22	5				
46			32	20	11				
47			23	15	15				
48			17	17	12	4			
49			19	14	9	5	1		
50			10	15	10	5	4		
51			10	12	2	8	3		
52			4	8	6	6	1		
53			6	12	6	6	1		
54			4	7	10		3		
55			2	6	4	3	3	1	
56			5	4	1	4	1	2	
57			3	11	6	10	2	4	
58			2	11	8	2	4	1	
59			2	6	5	3	3	3	2
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	119 ( 22.8)	231 ( 27.5)	923 ( 39.8)	237 ( 49.0)	115 ( 51.2)	56 ( 53.6)	26 ( 54.8)	11 ( 57.8)	2 ( 59.4)
								総計	1,720 ( 39.8)

その2 医療職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43			1		
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51				1	
52				1	
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59				2	
60					
61					
62			1		
63					
64					
65				1	
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	0	2 ( 53.6)	5 ( 57.6)	0
				総計	7 ( 56.5)

その3 小学校中学校等教育職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22			57			
23			62			
24			77			
25			89			
26			91			
27			93			
28			96			
29			80			
30			80			
31			85			
32			85			
33			80			
34			65			
35			79			
36			75			
37			67			
38			78			
39			81			
40			59			
41			72			
42			55			
43			66			
44			56		1	
45			48	4	3	
46			55	5	1	
47			58	7	8	
48			61	8	6	
49			45	7	22	1
50			49	2	20	
51			48	8	24	3
52			49	1	22	4
53			68	3	17	12
54			84	2	17	14
55			65		13	13
56			87	1	2	20
57			84		4	30
58			88		5	34
59			90		5	18
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66～69						
70歳以上						
計 (平均年齢)		0	2,707 ( 40.4)	48 ( 49.5)	170 ( 52.3)	149 ( 56.8)
					総計	3,074 ( 42.0)

その4 高等学校等教育職給料表

年齢	職務の級 1級	2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		2		
29				
30				
31		2		
32		2		
33		2		
34		4		
35		3		
36		2		
37				
38		1		
39		1		
40				
41		3		
42		1		
43		3		
44		2		
45		5		
46		1		
47		3		
48		2		
49		3		
50		3		
51		3		
52		1	1	
53		4		
54		1		
55		2	1	
56		2		
57		1		2
58		1		
59		1		
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	61 ( 44.7)	2 ( 53.7)	2 ( 57.3)
			総計	65 ( 45.3)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和4年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	951 人	296 人
2 人	1,160	356
3 人	693	459
4 人	198	170
5 人	14	14
6人以上	3	3
小 計	3,019	1,298
支給されていない職員	4,481	
合 計	7,500	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		人 1,406
借家・借間	月額11,000円未満	1
	月額11,000円以上25,700円未満	292
	月額25,700円	1,113
支給されていない職員		6,094
合 計		7,500
支給されている職員1人当たりの額		円 24,970



第6表 通勤手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		6,943
交通機関利用者		822
交通用具（自動車等）使用者		6,018
片道5km未満	2,000	1,765
片道5km以上 10km未満	4,200	2,254
片道10km以上 15km未満	7,100	1,117
片道15km以上 20km未満	10,000	453
片道20km以上 25km未満	12,900	184
片道25km以上 30km未満	15,800	100
片道30km以上 35km未満	18,700	36
片道35km以上 40km未満	21,600	33
片道40km以上 45km未満	24,400	19
片道45km以上 50km未満	26,200	22
片道50km以上 55km未満	28,000	14
片道55km以上 60km未満	29,800	9
片道60km以上	31,600	12
交通機関と交通用具の併用者		103
支給されていない職員		557
計		7,500
支給されている職員1人当たりの額	6,610円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和6年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

## 第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	26
3種	99,100	担当部長	7
4種	94,000	参与	11
5種	82,200	次長、副区長	41
6種	77,400	参事、本庁の課長	106
7種	66,400	副参事	60
8種	62,300	区役所の課長	20
9種	51,900	専門監	199
10種	49,600	本庁の課長補佐	13
11種	46,300	区役所の課長補佐	17
その他		病院長ほか	2
計			503

教育職員給与条例適用者

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	20
5種	66,400	副参事	4
8種～ 10種	70,100～ 52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～ 14種	52,500～ 43,700	小学校教頭、中学校教頭	149
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			302

## 第8表 職員数の比較

(令和4年職員給与等実態調査)

区分 給料表	令和4年4月 (A)	令和3年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
行政職	人 4,759	人 4,763	人 △ 4	% 99.9
事務職員・技術職員	2,870	2,874	△ 4	99.9
その他の職員※	1,889	1,889	0	100.0
医療職	9	8	1	112.5
小学校中学校等教育職	3,582	3,567	15	100.4
高等学校等教育職	75	77	△ 2	97.4
技能労務職	175	181	△ 6	96.7
企業職	241	244	△ 3	98.8
計	8,841	8,840	1	100.0

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

## 第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

(令和4年職員給与等実態調査)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 21	人 0	人 0	人 0	人 4	人 0	人 1	人 26

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 179	人 0	人 11	人 0	人 190

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 5	人 0	人 1	人 6

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 6	人 319	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 326

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 181	人 0	人 0	人 0	人 181

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

## 2 民間給与関係資料

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和4年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和4年4月現在の民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所372事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種32職種、合計54職種  
(うち初任給関係職種12職種)

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から無作為に抽出された118事業所の調査を行った。

調査を完了した事業所は、第10表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### ウ 調査実人員

初任給関係624人、初任給関係以外の調査職種5,715人(行政職に相当する調査実人員5,521人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、24,857人であり、行政職に相当するものは24,245人である。)

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	企業規模					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	102	19	12	18	38	15
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	9	2	0	0	3	4
製造業	58	7	6	13	23	9
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	9	1	1	3	3	1
卸売業、小売業	6	1	0	1	3	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	6	2	3	0	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	14	6	2	1	5	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 16 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業 規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	204,160	209,069	199,685	* 200,178
		短大卒	181,836	183,501	178,345	* 186,115
		高校卒	172,118	173,254	166,272	* 182,130
	新 卒 技 術 者	大学卒	206,405	210,122	203,645	* 202,965
		短大卒	186,229	188,777	181,877	* 188,615
		高校卒	174,100	172,689	171,298	* 181,991
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	205,045	209,473	201,108	201,571
		短大卒	183,885	186,132	179,822	187,365
		高校卒	173,037	172,975	168,445	182,065

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
							円
支店長	9	53.6	786,543	215	786,328	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	6	50.8	794,435	0	794,435		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	57.3	776,157	498	775,659		
中学校卒	-	-	-	-	-		
工場長	4	56.2	636,013	0	636,013		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	57.2	621,716	0	621,716		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	134	53.6	642,280	896	641,384	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	98	53.6	657,197	246	656,951		
短大卒	5	51.2	538,393	0	538,393		
高校卒	31	54.2	620,250	2,875	617,375		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	71	54.0	643,087	3,028	640,059	同上	
大学卒	46	54.0	640,438	927	639,511		
短大卒	7	54.4	667,759	0	667,759		
高校卒	17	53.9	645,980	8,480	637,500		
中学校卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	104	53.7	661,031	680	660,351	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)	
大学卒	90	53.5	672,071	128	671,943		
短大卒	5	55.7	635,262	0	635,262		
高校卒	9	54.2	590,583	5,775	584,808		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	14	50.6	609,557	176	609,381	同上	
大学卒	9	53.3	617,888	320	617,568		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	47.3	599,416	0	599,416		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	445	50.4	568,706	5,578	563,128	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	328	50.1	576,078	5,730	570,348		
短大卒	37	50.5	490,448	5,103	485,345		
高校卒	78	51.6	562,796	5,385	557,411		
中学校卒	2	55.2	647,588	116	647,472		
技術課長	240	50.4	549,738	7,492	542,246	同上	
大学卒	141	49.8	563,334	2,922	560,412		
短大卒	27	52.5	526,213	8,912	517,301		
高校卒	72	50.6	534,138	15,080	519,058		
中学校卒	-	-	-	-	-		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	262	49.8	523,054	51,962	471,092	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）  同 上
	大 学 卒	202	50.5	542,963	55,338	487,625	
	短 大 卒	19	51.1	463,780	31,660	432,120	
	高 校 卒	41	46.3	461,937	45,611	416,326	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	147	49.6	537,632	8,197	529,435	
	大 学 卒	119	49.5	540,108	1,897	538,211	
	短 大 卒	8	51.3	525,565	2,754	522,811	
	高 校 卒	19	49.0	491,326	30,817	460,509	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	490	44.8	459,566	66,465	393,101	
	大 学 卒	366	43.7	465,380	71,675	393,705	
	短 大 卒	45	48.5	420,822	51,090	369,732	
	高 校 卒	79	48.9	450,745	48,442	402,303	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	358	45.1	532,858	114,586	418,272	
	大 学 卒	224	44.1	538,467	123,398	415,069	
	短 大 卒	37	47.1	462,779	70,512	392,267	
	高 校 卒	91	47.3	521,686	95,567	426,119	
	中 学 卒	6	52.5	642,604	108,155	534,449	
	事務主任	445	41.5	386,117	40,184	345,933	
	大 学 卒	283	38.5	380,666	43,300	337,366	
	短 大 卒	53	46.8	367,582	29,540	338,042	
	高 校 卒	109	46.1	406,890	37,683	369,207	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	351	43.3	441,642	66,618	375,024	
	大 学 卒	160	41.2	419,773	55,435	364,338	
	短 大 卒	34	45.0	440,911	55,379	385,532	
高 校 卒	142	42.6	424,946	59,161	365,785		
中 学 卒	15	51.3	568,338	135,327	433,011		
事務係員	1,367	37.8	299,472	29,403	270,069		
大 学 卒	821	34.0	300,182	32,490	267,692		
短 大 卒	194	45.0	306,413	26,913	279,500		
高 校 卒	348	42.1	294,033	23,786	270,247		
中 学 卒	4	48.9	278,617	30,106	248,511		
技術係員	1,080	35.2	348,488	58,144	290,344		
大 学 卒	552	33.1	357,243	66,025	291,218		
短 大 卒	114	39.2	346,778	47,312	299,466		
高 校 卒	405	36.4	330,828	47,914	282,914		
中 学 卒	9	51.2	474,727	98,808	375,919		



2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	53.6	809,815	243	809,572	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	5	50.1	841,959	0	841,959	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	57.3	776,157	498	775,659	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	4	56.2	636,013	0	636,013	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.2	621,716	0	621,716	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	104	54.4	697,379	301	697,078	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	82	53.9	703,388	264	703,124	
	短 大 卒	2	54.5	540,595	0	540,595	
	高 校 卒	20	56.4	681,616	493	681,123	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	55	54.9	683,162	862	682,300	同 上
	大 学 卒	39	54.2	658,821	1,246	657,575	
	短 大 卒	6	56.4	738,829	0	738,829	
	高 校 卒	9	56.9	767,218	0	767,218	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事 務 部 次 長	93	53.9	682,921	33	682,888	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	84	53.7	686,807	39	686,768	
	短 大 卒	4	56.7	664,376	0	664,376	
	高 校 卒	5	52.7	651,578	0	651,578	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	5	57.6	645,451	906	644,545	同 上
大 学 卒	5	57.6	645,451	906	644,545		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	351	50.9	599,154	6,543	592,611	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大 学 卒	275	50.4	597,064	7,024	590,040		
短 大 卒	24	52.2	543,315	10,934	532,381		
高 校 卒	50	53.0	623,357	3,041	620,316		
中 学 卒	2	55.2	647,588	116	647,472		
技 術 課 長	176	50.8	592,530	2,204	590,326	同 上	
大 学 卒	117	50.5	593,317	2,326	590,991		
短 大 卒	18	52.0	548,152	3,758	544,394		
高 校 卒	41	51.1	609,448	1,192	608,256		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	212	51.2	560,265	57,519	502,746	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）	
	大 学 卒	183	51.1	561,250	57,343	503,907		
	短 大 卒	12	53.1	507,319	41,681	465,638		
	高 校 卒	17	51.5	580,862	68,815	512,047		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	130	50.0	548,388	5,657	542,731		同 上
	大 学 卒	110	49.8	546,596	2,055	544,541		
	短 大 卒	6	52.9	542,963	3,979	538,984		
	高 校 卒	13	49.5	519,682	4,218	515,464		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	404	44.6	472,831	70,505	402,326		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	311	43.4	474,832	75,221	399,611		
	短 大 卒	33	48.8	450,777	58,964	391,813		
	高 校 卒	60	49.6	472,500	49,842	422,658		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	273	45.0	547,098	121,433	425,665		同 上
	大 学 卒	184	44.1	548,683	129,401	419,282		
	短 大 卒	22	46.5	469,880	71,764	398,116		
	高 校 卒	61	47.8	547,812	98,849	448,963		
	中 学 卒	6	52.5	642,604	108,155	534,449		
	事務主任	326	41.6	398,544	42,826	355,718		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	214	37.7	385,783	45,575	340,208		
	短 大 卒	35	46.7	392,516	30,532	361,984		
	高 校 卒	77	49.0	432,019	41,134	390,885		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	232	44.6	478,132	77,318	400,814		同 上
	大 学 卒	106	40.5	445,194	61,379	383,815		
	短 大 卒	24	47.1	462,128	52,709	409,419		
	高 校 卒	89	44.4	460,135	65,231	394,904		
	中 学 卒	13	51.4	582,321	142,718	439,603		
事務係員	937	37.7	311,526	31,262	280,264			
大 学 卒	605	33.7	307,479	34,216	273,263			
短 大 卒	114	47.1	327,306	25,652	301,654			
高 校 卒	215	42.9	314,081	26,420	287,661			
中 学 卒	3	50.1	270,024	38,418	231,606			
技術係員	787	35.2	355,400	60,625	294,775			
大 学 卒	406	32.6	362,877	68,707	294,170			
短 大 卒	80	38.6	351,868	48,703	303,165			
高 校 卒	292	37.4	338,897	49,710	289,187			
中 学 卒	9	51.2	474,727	98,808	375,919			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	26	53.0	562,756	128	562,628	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	15	53.2	551,151	219	550,932	
短 大 卒	2	51.0	513,881	0	513,881	
高 校 卒	9	53.3	593,366	0	593,366	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	12	52.4	579,390	0	579,390	同 上
大 学 卒	7	53.4	587,078	0	587,078	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	4	51.6	596,371	0	596,371	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	8	53.8	524,457	112	524,345	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	4	51.6	527,063	226	526,837	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	3	58.1	542,477	0	542,477	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	9	48.9	600,931	0	600,931	同 上
大 学 卒	4	51.0	602,855	0	602,855	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	5	47.3	599,416	0	599,416	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	90	49.1	480,730	2,863	477,867	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	51	48.9	489,284	298	488,986	
短 大 卒	13	49.1	444,184	0	444,184	
高 校 卒	26	49.3	482,080	9,306	472,774	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	51	48.5	462,151	10,234	451,917	同 上
大 学 卒	19	46.5	452,551	1,611	450,940	
短 大 卒	8	52.6	492,089	18,435	473,654	
高 校 卒	24	48.7	459,682	14,307	445,375	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	48	44.9	405,717	32,143	373,574	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）	
	大 学 卒	17	45.0	407,929	34,504	373,425		
	短 大 卒	7	48.9	417,755	21,066	396,689		
	高 校 卒	24	43.7	400,671	33,658	367,013		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	17	46.9	457,991	27,005	430,986		同 上
	大 学 卒	9	45.9	462,557	0	462,557		
	短 大 卒	2	47.9	486,465	0	486,465		
	高 校 卒	6	48.0	441,095	77,936	363,159		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	70	46.2	391,878	43,202	348,676		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	46	46.2	403,665	43,658	360,007		
	短 大 卒	11	47.2	336,259	29,052	307,207		
	高 校 卒	13	45.2	396,473	53,681	342,792		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	56	45.4	440,239	65,731	374,508		同 上
	大 学 卒	27	44.8	439,019	60,821	378,198		
	短 大 卒	9	48.2	455,657	61,151	394,506		
	高 校 卒	20	44.8	435,024	74,375	360,649		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	97	41.6	373,140	35,332	337,808		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	55	40.5	384,585	38,673	345,912		
	短 大 卒	16	47.3	330,006	26,699	303,307		
	高 校 卒	26	40.6	373,366	33,248	340,118		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	103	41.4	382,032	44,352	337,680		同 上
	大 学 卒	47	42.1	389,476	43,258	346,218		
	短 大 卒	9	42.1	402,462	48,254	354,208		
	高 校 卒	45	40.3	373,069	46,586	326,483		
	中 学 卒	2	48.5	312,305	0	312,305		
事務係員	365	37.7	277,793	26,772	251,021			
大 学 卒	196	34.8	281,113	27,630	253,483			
短 大 卒	70	42.2	282,354	31,486	250,868			
高 校 卒	99	40.1	267,661	21,538	246,123			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	249	35.1	315,887	46,989	268,898			
大 学 卒	123	36.4	329,847	52,704	277,143			
短 大 卒	30	41.0	324,195	40,752	283,443			
高 校 卒	96	31.6	296,185	41,841	254,344			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	4	49.3	528,857	12,500	516,357	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	2	49.0	490,753	25,000	465,753	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	4	52.5	542,295	27,549	514,746	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	52.5	542,295	27,549	514,746	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	3	49.5	470,393	18,558	451,835	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	2	49.5	476,807	2,837	473,970	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	4	50.3	444,873	0	444,873	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	2	45.5	451,315	0	451,315	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	55.0	438,430	0	438,430	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	13	53.3	470,355	48,726	421,629	同 上
大 学 卒	5	50.3	474,767	17,880	456,887	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	7	54.6	461,119	77,719	383,400	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2	58.5	462,673	97,679	364,994	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）	
	大 学 卒	2	58.5	462,673	97,679	364,994		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	16	45.4	369,891	50,673	319,218		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	9	42.9	397,935	71,287	326,648		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	6	48.2	327,432	22,156	305,276		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	29	46.1	449,844	82,847	366,997	同 上	
	大 学 卒	13	43.4	420,035	62,208	357,827		
	短 大 卒	6	47.8	441,084	78,479	362,605		
	高 校 卒	10	48.4	493,852	112,298	381,554		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	22	40.2	303,393	32,572	270,821	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）	
	大 学 卒	14	39.7	304,687	36,640	268,047		
	短 大 卒	2	45.0	329,962	38,776	291,186		
	高 校 卒	6	39.7	291,518	21,011	270,507		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	16	40.3	392,692	83,320	309,372	同 上	
	大 学 卒	7	41.6	397,108	84,489	312,619		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	8	39.4	380,878	72,109	308,769			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	65	39.4	252,664	18,017	234,647			
大 学 卒	20	33.6	280,653	31,434	249,219			
短 大 卒	10	39.8	229,058	8,342	220,716			
高 校 卒	34	42.4	241,665	13,306	228,359			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術係員	44	35.8	302,836	38,027	264,809			
大 学 卒	23	33.5	308,415	44,530	263,885			
短 大 卒	4	44.8	339,005	48,653	290,352			
高 校 卒	17	36.8	286,778	26,727	260,051			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*		
	守衛	11	56.7	339,816	0		339,816
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長	
	研究部（課）長	17	55.7	630,139	0		630,139
	研究室（係）長	18	49.8	522,938	38,017	484,921	構成員3人以上の室（係）の長  下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	主任研究員	17	43.6	430,176	29,827	400,349	
	研究員	22	35.3	355,852	31,408	324,444	
	研究補助員	*	*	*	*	*	
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	-	-	-	-	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者	
	医科長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医師	-	-	-	-		
	歯科医師	-	-	-	-		
	薬局長	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	-	-	-	-		
	診療放射線技師	-	-	-	-		
	臨床検査技師	-	-	-	-		
	栄養士	-	-	-	-		
	理学療法士	-	-	-	-		
	作業療法士	-	-	-	-		
	総看護師長	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	-	-	-	-	部下に看護師又は准看護師5人以 上	
看護師	-	-	-	-			
准看護師	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
教育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	8	61.6	722,076	0	722,076		
	大学教授	34	54.7	582,607	0	582,607		
	大学准教授	33	47.7	509,216	0	509,216		
	大学講師	15	40.7	461,500	0	461,500		
	大学助教	17	42.8	418,429	0	418,429		
	高等学校校長	-	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	-	-	-	-	-	-	



### その3 再雇用者

#### 1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1企業規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	25	62.2	592,730	6,130	586,600	
事務・技術部次長	6	63.7	487,527	861	486,666	
事務・技術課長	28	62.8	472,880	6,409	466,471	
事務・技術課長代理	71	63.1	301,344	187	301,157	
事務・技術係長	13	62.9	302,623	5,542	297,081	
事務・技術主任	6	61.7	276,478	0	276,478	
事務・技術係員	304	62.4	272,522	15,744	256,778	

#### 2 企業規模計 (60歳のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1企業規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	6	60.0	637,026	7,636	629,390	
事務・技術部次長	-	-	-	-	-	
事務・技術課長	3	60.0	458,694	2,461	456,233	
事務・技術課長代理	11	60.0	300,723	723	300,000	
事務・技術係長	3	60.0	217,167	0	217,167	
事務・技術主任	3	60.0	270,709	0	270,709	
事務・技術係員	69	60.0	277,261	17,589	259,672	

第13表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 55.4	% (26.9)	% (73.1)	% (0.0)	% 44.6
	500人以上	89.9	(36.2)	(63.8)	(0.0)	10.1
	100人以上 500人未満	38.7	(6.6)	(93.4)	(0.0)	61.3
	50人以上 100人未満	7.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.9
高校卒	規模計	50.4	(36.0)	(64.0)	(0.0)	49.6
	500人以上	75.6	(49.0)	(51.0)	(0.0)	24.4
	100人以上 500人未満	33.0	(17.2)	(82.8)	(0.0)	67.0
	50人以上 100人未満	28.6	(0.0)	(100.0)	(0.0)	71.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 54.4	% 45.6	% 42.4	% 57.6	% 40.7	% 59.3
500人以上	58.8	41.2	39.1	60.9	35.7	64.3
100人以上 500人未満	47.1	52.9	40.5	59.5	40.3	59.7
50人以上 100人未満	58.2	41.8	54.8	45.2	54.0	46.0

## 第 15 表 民間事業所における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	84.7%
配偶者に家族手当を支給する	(70.7%)
配偶者に家族手当を支給しない	(29.3%)
家族手当制度が無い	15.3%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給額

(令和4年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,259 円
配偶者と子1人	15,723 円
配偶者と子2人	21,996 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。  
備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第 16 表 民間事業所における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
53.9 %	(31.7) %	(68.3) %	46.1 %

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

## 第 17 表 民間事業所における定年制の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.9 %	78.2 %	20.7 %	1.1 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長</li> </ul>
事務・技術部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長</li> <li>・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職</li> </ul>
事務・技術部次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職</li> <li>・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の上に位置付けられる者</li> </ul>
事務・技術課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長</li> <li>・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職</li> </ul>
事務・技術課長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理</li> <li>・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職</li> <li>・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の上に位置付けられる者</li> </ul>
事務・技術係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係相当の組織の長又は係長級専門職</li> </ul>
事務・技術主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者</li> <li>・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者</li> <li>・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者</li> <li>・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の上に位置付けられる者</li> </ul>
事務・技術係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

### 3 公民比較関係資料

#### ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

<算定例>

- ① 市職員・民間事業所従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員		民間事業所従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
298,000円		307,000円	
282,000円		297,000円	
278,000円		295,000円	
3人: 平均286,000円		4人: 平均295,000円	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
329,000円		331,000円	
320,000円		321,000円	
291,000円		306,000円	
290,000円		293,000円	
280,000円		289,000円	
5人: 平均302,000円		6人: 平均303,000円	

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員		民間事業所従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
286,000円×3人		295,000円×3人	
=858,000円		=885,000円	
+		+	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
302,000円×5人		303,000円×5人	
=1,510,000円		=1,515,000円	

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間事業所従業員
合計: 2,368,000円	合計: 2,400,000円
8人平均: 296,000円	8人平均: 300,000円

## 公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、次に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

本市職員 行政職給料表	民間事業所従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上 500人 未満の事業所	企業規模 50人以上 100人 未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

## 4 勞働經濟關係資料



#### 4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項 目			年 月		令和3年				
			4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給 与 (調査産業計)	静岡県	金 額 (円)	283,652	277,581	280,400	282,652	278,867	
			前年同月比 (%)	1.4	5.2	3.1	4.2	2.4	
		全 国	金 額 (円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048	
			前年同月比 (%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3	
	うち 所定内給与	静岡県	金 額 (円)	258,124	255,013	257,437	258,214	255,757	
			前年同月比 (%)	0.7	3.2	1.3	2.5	1.5	
		全 国	金 額 (円)	275,920	272,097	274,365	274,013	271,923	
			前年同月比 (%)	1.1	1.4	0.8	0.7	0.7	
	総実労働時間数 (調査産業計)			静岡県(時間)	151.8	137.1	146.9	149.0	136.0
				全 国(時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	135.8
うち所定外 労働時間数		静岡県(時間)	11.9	10.3	10.6	11.4	10.7		
		全 国(時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出	浜松市	金 額 (円)	257,403	280,639	257,692	316,809	325,420	
			前年同月比 (%)	△ 20.0	14.6	△ 15.1	22.4	15.6	
		全 国	金 額 (円)	301,043	281,063	260,285	267,710	266,638	
			前年同月比 (%)	12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	
物 価	消費者物価 指 数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.1	0.1	0.2	△ 0.2	
		全 国	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	3.5	4.8	4.9	5.6	5.7	
雇 用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	

(注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 4 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
275,545	279,954	281,606	283,491	281,280	280,646	283,332	287,360	281,767
1.1	2.3	1.4	2.8	1.5	1.4	1.4	1.4	1.6
296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194
1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2
253,827	256,508	257,787	259,211	257,177	256,297	258,545	261,898	258,520
1.3	2.4	1.8	2.8	1.6	1.3	1.5	1.5	1.4
273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201
0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9
141.5	146.0	148.8	147.6	137.6	141.4	143.3	152.5	138.2
141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
10.2	10.9	11.2	11.5	12.1	12.4	12.2	12.5	11.6
11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
321,558	306,343	292,695	388,764	316,296	250,825	321,983	294,720	393,743
14.6	14.2	29.7	38.2	25.2	14.0	10.6	14.5	40.3
265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510	287,687
△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	2.4
0.3	0.7	1.1	1.3	0.7	1.0	1.7	2.6	2.5
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
6.2	8.2	9.1	8.6	9.1	9.4	9.4	9.8	9.2
△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9
1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告  
令和4年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



家康公ゆかりの地